

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年5月25日（令和5年（行情）諮問第432号）

答申日：令和8年3月13日（令和7年度（行情）答申第994号）

事件名：特定の質問主意書に対する答弁書に記載の「報告」に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる235文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月29日付け防官文第8441号及び平成30年10月26日付け同第16795号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1（原処分1）

ア ないしか （略）

キ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2（原処分2）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）キと同じ。

カ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(3) 意見書

不開示とされる理由がないはずのページ番号が消されている。

本件対象文書のうち（2）防衛大臣に対する業務説明（平成28年8

月9日) (文書2)は右下にページ番号が綴られているが、41及び42頁の番号が墨消にされている。

この箇所は開示可能であるはずである。

また同様な墨消しが他にもないか、確認を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書(本件請求文書)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙の2に掲げる235文書(本件対象文書)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年5月29日付け防官文第8441号により、本件対象文書のうち文書1について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った後、平成30年10月26日付け防官文第16795号により、本件対象文書のうち文書2ないし文書235について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年10か月及び約4年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(4) (略)

(5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 審議
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和8年3月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、稲田朋美衆議院議員が防衛大臣に就任した平成28年8月3日から、政府答弁書（平成29年2月17日受領答弁第54号（内閣衆質193第54号））が作成された平成29年2月17日までの間、国際連合南スーダンPKOミッション（UNMIS）のため自衛隊施設部隊が派遣された南スーダンの情勢に関し、稲田防衛大臣に報告された全ての文書を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 南スーダン情勢に関する報告は、平成28年10月20日以降、土日祝日及び年末年始を除き、基本的に毎日行われていた。

ウ 本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は作成・保有していない。

エ 本件審査請求を受け、念のため、関係部署において再度探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の作成及び保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしエの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)オの探索状況を踏まえると、本件対象

文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を作成・保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員、国際機関職員及び民間人等の写真の顔部分であり、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、国際機関職員及び民間人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、自衛隊員個人に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号の個人に関する情報であって、当該当事者等の氏名は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には当該当事者等を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当し、同条ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号3に掲げる不開示部分には、国際機関の職員の氏名が記

載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号4に掲げる不開示部分には、自衛隊が実施した国際平和協力活動の内容に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分（別紙の3に掲げる部分を除く。）は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、原処分において開示されている部分から容易に推測できる内容であり、これを公にしたとしても、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

イ 別表の番号5ないし番号8に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力、態勢及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、妨害行為や対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号9に掲げる不開示部分には、南スーダンにおける自衛隊施設の配置に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にした場合、他の情報と照合することにより、当該施設の位置及び機能が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号10に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織及び編成に

関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 別表の番号11に掲げる文書は、国家安全保障会議における席上回収資料であると認められる。

当該文書は、当該国家安全保障会議の議事内容と密接に関連した資料と認められるので、同議事内容とあいまって、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、その全体が法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年10か月（原処分1）が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分については、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第2部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 (本件請求文書)

稲田防衛大臣が適宜適切に受けているとされる「報告」(「衆議院議員逢坂誠二君提出稲田防衛大臣の法的な意味における戦闘行為との答弁に関する質問に対する答弁書」3頁)に該当するもの全て。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

2 (本件対象文書)

- 文書1 南スーダンにおける自衛隊の活動 平成28年8月 統合幕僚監部
- 文書2 防衛大臣に対する業務説明(平成28年8月9日)
- 文書3 防衛大臣状況報告(28.8.15)
- 文書4 「駆け付け警護」について(平成28年9月)
- 文書5 南スーダン情勢及びUNMIS Sにおける自衛隊の活動について(平成28年9月12日)
- 文書6 防衛大臣現地状況報告(28.10.8)
- 文書7 国家安全保障会議(平成28年10月14日)席上回収資料
- 文書8 南スーダン、首都ジュバで発生した衝突について(28.10.28)
- 文書9 ジュバ~マンガラ間の主要幹線道路補修について(28.12.1)
- 文書10 南スーダン派遣施設隊長とのテレビ電話会談 議事概要(28.12.15)
- 文書11 バングラデシュ工兵部隊施設器材輸送支援について
- 文書12 ジュバ~コダ間の道路補修の実施について(29.2.8)
- 文書13 海外派遣部隊の活動状況等(281020)
- 文書14 海外派遣部隊の活動状況等(281020)別紙
- 文書15 海外派遣部隊の活動状況等(281021)
- 文書16 海外派遣部隊の活動状況等(281021)別紙
- 文書17 海外派遣部隊の活動状況等(281023)
- 文書18 海外派遣部隊の活動状況等(281023)別紙
- 文書19 海外派遣部隊の活動状況等(281024)
- 文書20 海外派遣部隊の活動状況等(281024)別紙
- 文書21 海外派遣部隊の活動状況等(281025)
- 文書22 海外派遣部隊の活動状況等(281025)別紙第1及び別紙第2
- 文書23 海外派遣部隊の活動状況等(281026)
- 文書24 海外派遣部隊の活動状況等(281026)別紙第1

- 文書 2 5 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 2 6) 別紙第 2
- 文書 2 6 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 2 7)
- 文書 2 7 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 2 7) 別紙第 1 及び別紙第
2
- 文書 2 8 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 2 7) 南スーダン主要部族
の分布等
- 文書 2 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 2 8)
- 文書 3 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 2 8) 別紙第 1
- 文書 3 1 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 2 8) 別紙第 2
- 文書 3 2 運用報告 (2 8. 1 0. 2 8)
- 文書 3 3 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 3 1)
- 文書 3 4 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 3 1) 別紙第 1
- 文書 3 5 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 0 3 1) 別紙第 2
- 文書 3 6 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 1)
- 文書 3 7 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 1) 別紙
- 文書 3 8 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 2)
- 文書 3 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 2) 別紙
- 文書 4 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 4)
- 文書 4 1 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 4) 別紙第 1
- 文書 4 2 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 4) 別紙第 2
- 文書 4 3 ケニア軍撤退等に係る影響について (2 8. 1 1. 4)
- 文書 4 4 UNM I S S からのケニア軍撤退が及ぼす影響
- 文書 4 5 別紙「部隊配置状況 (2 8. 1 1. 1)」
- 文書 4 6 運用報告 (2 8. 1 1. 4)
- 文書 4 7 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 7)
- 文書 4 8 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 7) 別紙
- 文書 4 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 8)
- 文書 5 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 8) 別紙
- 文書 5 1 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 9)
- 文書 5 2 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 0 9) 別紙
- 文書 5 3 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 1 0)
- 文書 5 4 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 1 0) 別紙第 1
- 文書 5 5 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 1 0) 別紙第 2
- 文書 5 6 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 1 1)
- 文書 5 7 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 1 1) 別紙
- 文書 5 8 運用報告 (2 8. 1 1. 1 1)
- 文書 5 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 1 4)
- 文書 6 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 1 1 4) 別紙

文書6 1	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 5)	
文書6 2	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 5)	別紙
文書6 3	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 6)	
文書6 4	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 6)	別紙
文書6 5	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 7)	
文書6 6	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 7)	別紙第1
文書6 7	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 7)	別紙第2
文書6 8	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 8)	
文書6 9	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 8)	別紙
文書7 0	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 9)	
文書7 1	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 1 9)	別紙
文書7 2	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 0)	
文書7 3	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 0)	別紙
文書7 4	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 1)	
文書7 5	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 1)	別紙
文書7 6	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 2)	
文書7 7	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 2)	別紙
文書7 8	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 4)	
文書7 9	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 4)	別紙第1
文書8 0	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 4)	別紙第2
文書8 1	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 5)	
文書8 2	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 5)	別紙
文書8 3	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 8)	
文書8 4	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 8)	別紙第1
文書8 5	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 8)	別紙第2
文書8 6	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 9)	
文書8 7	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 9)	別紙第1
文書8 8	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 2 9)	別紙第2
文書8 9	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 3 0)	
文書9 0	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 3 0)	別紙第1
文書9 1	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 1 3 0)	別紙第2
文書9 2	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 2 0 1)	
文書9 3	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 2 0 1)	別紙
文書9 4	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 2 0 2)	
文書9 5	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 2 0 2)	別紙
文書9 6	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 2 0 5)	
文書9 7	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 2 0 5)	別紙
文書9 8	海外派遣部隊の活動状況等	(2 8 1 2 0 6)	

- 文書 9 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 6) 別紙
- 文書 1 0 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 7)
- 文書 1 0 1 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 7) 別紙
- 文書 1 0 2 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 8)
- 文書 1 0 3 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 8) 別紙第 1
- 文書 1 0 4 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 8) 別紙第 2
- 文書 1 0 5 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 8) 別紙第 3
- 文書 1 0 6 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 9)
- 文書 1 0 7 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 9) 別紙第 1
- 文書 1 0 8 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 0 9) 別紙第 2
- 文書 1 0 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 2)
- 文書 1 1 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 2) 別紙第 1
- 文書 1 1 1 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 2) 別紙第 2
- 文書 1 1 2 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 3)
- 文書 1 1 3 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 3) 別紙第 1 及び別紙
第 2
- 文書 1 1 4 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 4)
- 文書 1 1 5 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 4) 別紙第 1
- 文書 1 1 6 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 4) 別紙第 2
- 文書 1 1 7 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 5)
- 文書 1 1 8 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 5) 別紙第 1 及び別紙
第 2
- 文書 1 1 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 6)
- 文書 1 2 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 6) 別紙第 1
- 文書 1 2 1 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 6) 別紙第 2
- 文書 1 2 2 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 9)
- 文書 1 2 3 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 9) 別紙第 1
- 文書 1 2 4 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 1 9) 別紙第 2
- 文書 1 2 5 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 0)
- 文書 1 2 6 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 0) 別紙第 1
- 文書 1 2 7 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 0) 別紙第 2
- 文書 1 2 8 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 1)
- 文書 1 2 9 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 1) 別紙第 1
- 文書 1 3 0 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 1) 別紙第 2
- 文書 1 3 1 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 2)
- 文書 1 3 2 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 2) 別紙第 1
- 文書 1 3 3 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 2) 別紙第 2
- 文書 1 3 4 海外派遣部隊の活動状況等 (2 8 1 2 2 2) 別紙第 3

文書135	海外派遣部隊の活動状況等	(281226)	
文書136	海外派遣部隊の活動状況等	(281226)	別紙第1-1
文書137	海外派遣部隊の活動状況等	(281226)	別紙第1-2
文書138	海外派遣部隊の活動状況等	(281226)	別紙第2
文書139	海外派遣部隊の活動状況等	(281227)	
文書140	海外派遣部隊の活動状況等	(281228)	
文書141	海外派遣部隊の活動状況等	(281228)	別紙
文書142	海外派遣部隊の活動状況等	(290104)	
文書143	海外派遣部隊の活動状況等	(290104)	別紙第1-1
文書144	海外派遣部隊の活動状況等	(290104)	別紙第1-2
文書145	海外派遣部隊の活動状況等	(290104)	別紙第2
文書146	海外派遣部隊の活動状況等	(290105)	
文書147	海外派遣部隊の活動状況等	(290105)	別紙第1
文書148	海外派遣部隊の活動状況等	(290105)	別紙第2
文書149	海外派遣部隊の活動状況等	(290106)	
文書150	海外派遣部隊の活動状況等	(290106)	別紙第1
文書151	海外派遣部隊の活動状況等	(290106)	別紙第2
文書152	海外派遣部隊の活動状況等	(290110)	
文書153	海外派遣部隊の活動状況等	(290110)	別紙
文書154	海外派遣部隊の活動状況等	(290111)	
文書155	海外派遣部隊の活動状況等	(290111)	別紙第1
文書156	海外派遣部隊の活動状況等	(290111)	別紙第2
文書157	海外派遣部隊の活動状況等	(290112)	
文書158	海外派遣部隊の活動状況等	(290112)	別紙
文書159	海外派遣部隊の活動状況等	(290113)	
文書160	海外派遣部隊の活動状況等	(290113)	別紙第1
文書161	海外派遣部隊の活動状況等	(290113)	別紙第2
文書162	海外派遣部隊の活動状況等	(290116)	
文書163	海外派遣部隊の活動状況等	(290116)	別紙第1
文書164	海外派遣部隊の活動状況等	(290116)	別紙第2
文書165	海外派遣部隊の活動状況等	(290116)	参考資料
文書166	海外派遣部隊の活動状況等	(290117)	
文書167	海外派遣部隊の活動状況等	(290117)	別紙第1
文書168	海外派遣部隊の活動状況等	(290117)	別紙第2
文書169	海外派遣部隊の活動状況等	(290117)	参考資料
文書170	海外派遣部隊の活動状況等	(290118)	
文書171	海外派遣部隊の活動状況等	(290118)	別紙第1
文書172	海外派遣部隊の活動状況等	(290118)	別紙第2

文書173	海外派遣部隊の活動状況等	(290118)	参考資料
文書174	海外派遣部隊の活動状況等	(290118)	追加資料
文書175	海外派遣部隊の活動状況等	(290119)	
文書176	海外派遣部隊の活動状況等	(290119)	別紙
文書177	海外派遣部隊の活動状況等	(290119)	参考資料
文書178	海外派遣部隊の活動状況等	(290120)	
文書179	海外派遣部隊の活動状況等	(290120)	別紙
文書180	海外派遣部隊の活動状況等	(290123)	
文書181	海外派遣部隊の活動状況等	(290123)	別紙第1
文書182	海外派遣部隊の活動状況等	(290123)	別紙第2
文書183	海外派遣部隊の活動状況等	(290124)	
文書184	海外派遣部隊の活動状況等	(290124)	別紙
文書185	海外派遣部隊の活動状況等	(290125)	
文書186	海外派遣部隊の活動状況等	(290125)	別紙
文書187	海外派遣部隊の活動状況等	(290126)	
文書188	海外派遣部隊の活動状況等	(290126)	別紙第1
文書189	海外派遣部隊の活動状況等	(290126)	別紙第2
文書190	海外派遣部隊の活動状況等	(290127)	
文書191	海外派遣部隊の活動状況等	(290127)	別紙第1
文書192	海外派遣部隊の活動状況等	(290127)	別紙第2
文書193	海外派遣部隊の活動状況等	(290130)	
文書194	海外派遣部隊の活動状況等	(290130)	別紙
文書195	海外派遣部隊の活動状況等	(290131)	
文書196	海外派遣部隊の活動状況等	(290131)	別紙第1
文書197	海外派遣部隊の活動状況等	(290131)	別紙第2
文書198	海外派遣部隊の活動状況等	(290131)	別紙第3
文書199	海外派遣部隊の活動状況等	(290201)	
文書200	海外派遣部隊の活動状況等	(290201)	別紙第1
文書201	海外派遣部隊の活動状況等	(290201)	別紙第2
文書202	海外派遣部隊の活動状況等	(290202)	
文書203	海外派遣部隊の活動状況等	(290202)	別紙
文書204	海外派遣部隊の活動状況等	(290203)	
文書205	海外派遣部隊の活動状況等	(290203)	別紙第1
文書206	海外派遣部隊の活動状況等	(290203)	別紙第2
文書207	海外派遣部隊の活動状況等	(290206)	
文書208	海外派遣部隊の活動状況等	(290206)	別紙第1
文書209	海外派遣部隊の活動状況等	(290206)	別紙第2
文書210	海外派遣部隊の活動状況等	(290206)	別紙第3

文書 2 1 1	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 7)
文書 2 1 2	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 7) 別紙
文書 2 1 3	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 8)
文書 2 1 4	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 8) 別紙第 1
文書 2 1 5	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 8) 別紙第 2
文書 2 1 6	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 9)
文書 2 1 7	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 9) 別紙第 1
文書 2 1 8	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 0 9) 別紙第 2
文書 2 1 9	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 0)
文書 2 2 0	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 0) 別紙第 1
文書 2 2 1	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 0) 別紙第 2
文書 2 2 2	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 0) 参考資料
文書 2 2 3	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 3)
文書 2 2 4	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 3) 別紙第 1
文書 2 2 5	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 3) 別紙第 2
文書 2 2 6	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 3) 参考資料
文書 2 2 7	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 4)
文書 2 2 8	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 4) 別紙
文書 2 2 9	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 5)
文書 2 3 0	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 5) 別紙
文書 2 3 1	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 6)
文書 2 3 2	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 6) 別紙第 1
文書 2 3 3	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 6) 別紙第 2
文書 2 3 4	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 7)
文書 2 3 5	海外派遣部隊の活動状況等	(2 9 0 2 1 7) 別紙

3 開示すべき部分

文書 1 の 4 ページの「施設隊の状況」の 3 行目及び同ページ右下の写真及び説明文

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書2	29ページの一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書3	12ページの一部	
	文書5	6ページの一部	
	文書6	14ページ、30ページ、31ページ、34ページ及び43ページのそれぞれ一部（顔写真のみ。）	
	文書9	2枚目の一部（顔写真のみ。）	
	文書172	1枚目の一部（顔写真のみ。）	
	文書174	3枚目の一部（顔写真のみ。）	
	文書198	1枚目の一部（下段の顔写真のみ。）	
	文書210	1枚目の一部	
	文書222	1枚目の一部	
	文書226	1枚目の一部	
2	文書166	2枚目の一部（「（3）特記事項等」の部分のみ。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書170	2枚目の一部（「（3）特記事項等」の部分のみ。）	
	文書175	2枚目の一部	
	文書178	2枚目の一部	
	文書180	2枚目の一部（「（3）特記事項等」の1行目のみ。）	
	文書183	2枚目の一部（「（3）特記事項等」の1行目のみ。）	
	文書185	2枚目の一部（「（3）特記事項等」の4行目のみ。）	
	文書187	2枚目の一部（「（3）特記事項等」の3行目のみ。）	
	文書190	2枚目の一部（「（3）特記事項等」の部分のみ。）	
	文書193	2枚目の一部（「（3）特記	

		事項等」の部分のみ。)	
	文書195	3枚目の一部(「(3)特記事項等」の部分のみ。)	
	文書199	2枚目の一部(「(3)特記事項等」の部分のみ。)	
	文書202	2枚目の一部(「(3)特記事項等」の部分のみ。)	
3	文書213	2枚目の一部(「(3)特記事項等」の部分のみ。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書216	2枚目の一部(「(3)特記事項等」の部分のみ。)	
4	文書1	4ページないし6ページのそれぞれ一部	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書8	1枚目の一部	
	文書10	3ページ(14行目のみ。)、4ページ及び5ページのそれぞれ一部	
	文書2	8ページ及び42ページのそれぞれ一部	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書3	8ページ(「コレラ発生件数」の部分のみ。)、10ページ及び12ページのそれぞれ一部	
	文書5	3ページ、4ページ及び9ページのそれぞれ一部	
	文書6	8ページ、10ページ、13ページ、14ページ(顔写真を除く。)、16ページ、1	

	7 ページ、19 ページ、20 ページ、23 ページないし26 ページ、29 ページ及び34 ページ（顔写真を除く。）のそれぞれ一部
文書 9	1 枚目、2 枚目（顔写真を除く。）、5 枚目及び6 枚目のそれぞれ一部
文書 1 1	1 枚目（「治安情勢等」の部分のみ。）、2 枚目及び3 枚目のそれぞれ一部
文書 1 2	1 枚目（「派遣施設隊の対応」の部分を除く。）、2 枚目ないし4 枚目及び6 枚目のそれぞれ一部
文書 1 3	1 枚目の一部
文書 1 4	1 枚目の一部
文書 1 5	1 枚目及び2 枚目のそれぞれ一部
文書 1 6	1 枚目の一部
文書 1 7	1 枚目及び2 枚目のそれぞれ一部
文書 1 8	1 枚目の一部
文書 1 9	1 枚目及び2 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0	1 枚目の一部
文書 2 1	1 枚目及び2 枚目のそれぞれ一部
文書 2 2	1 枚目及び2 枚目のそれぞれ一部
文書 2 3	1 枚目の一部（「（3）特記事項」の部分を除く。）
文書 2 4	1 枚目の一部
文書 2 5	1 枚目の一部
文書 2 6	1 枚目の一部
文書 2 7	1 枚目及び2 枚目のそれぞれ一部

文書 2 8	2 枚目の一部
文書 2 9	1 枚目及び 2 枚目（「（3） 特記事項」の部分を除く。） のそれぞれ一部
文書 3 0	1 枚目の一部
文書 3 1	1 枚目の一部
文書 3 2	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞ れ一部
文書 3 3	1 枚目及び 2 枚目（「（3） 特記事項」の部分を除く。） のそれぞれ一部
文書 3 4	1 枚目の一部
文書 3 5	1 枚目の一部
文書 3 6	1 枚目及び 2 枚目それぞれの 一部
文書 3 7	1 枚目の一部
文書 3 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 一部
文書 3 9	1 枚目の一部
文書 4 0	1 枚目及び 2 枚目（「（3） 特記事項」の部分を除く。） のそれぞれ一部
文書 4 1	1 枚目の一部
文書 4 2	1 枚目の一部
文書 4 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 一部
文書 4 4	1 ページの一部（「注意」標 記直下の不開示部分を除 く。）
文書 4 5	1 枚目の一部
文書 4 6	2 枚目ないし 5 枚目及び 9 枚 目のそれぞれ一部
文書 4 7	1 枚目及び 2 枚目（「（2） 活動状況等」の部分を除 く。）のそれぞれ一部
文書 4 8	1 枚目の一部
文書 4 9	1 枚目及び 2 枚目（「（2）

	活動状況等」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書50	1枚目の一部
文書51	1枚目の一部(「(2)活動状況等」の部分を除く。)
文書52	1枚目の一部
文書53	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書54	1枚目の一部
文書55	1枚目の一部
文書56	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書57	1枚目の一部
文書58	2枚目ないし6枚目のそれぞれ一部
文書59	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書60	1枚目の一部
文書61	1枚目の一部
文書62	1枚目の一部
文書63	1枚目の一部
文書64	1枚目の一部
文書65	1枚目の一部
文書66	1枚目の一部
文書68	1枚目の一部
文書69	1枚目の一部
文書70	1枚目の一部
文書71	1枚目の一部
文書72	1枚目の一部
文書73	1枚目の一部
文書74	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書75	1枚目の一部
文書76	1枚目及び2枚目(「(2)

	活動状況等」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書77	1枚目の一部
文書78	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」及び「(3)特記事項」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書79	1枚目の一部
文書80	1枚目の一部
文書81	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」及び「3 UNMISS武器等空輸」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書82	1枚目の一部
文書83	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」及び「3 UNMISS武器等空輸(C-130H×2)」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書85	1枚目の一部
文書86	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」及び「3 UNMISS武器等空輸(C-130H×2)」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書87	1枚目の一部
文書88	1枚目の一部
文書89	1枚目及び2枚目(下から1行目のみ。)のそれぞれ一部
文書90	1枚目の一部
文書91	1枚目の一部
文書92	1枚目の一部
文書93	1枚目の一部
文書94	1枚目の一部
文書95	1枚目の一部
文書96	1枚目及び2枚目(下から4行目のみ。)のそれぞれ一部

文書 9 7	1 枚目の一部
文書 9 8	1 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分を除く。）
文書 9 9	1 枚目の一部
文書 1 0 0	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 0 1	1 枚目の一部
文書 1 0 2	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 0 5	1 枚目の一部
文書 1 0 6	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 0 7	1 枚目の一部
文書 1 0 8	1 枚目の一部
文書 1 0 9	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 1 0	1 枚目の一部
文書 1 1 1	1 枚目の一部
文書 1 1 2	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 1 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 1 1 4	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」ないし「（4）特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 1 5	1 枚目の一部

文書 1 1 6	1 枚目の一部
文書 1 1 7	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」の 9 行目及び「（4）特記事項」の 3 行目、5 行目及び 6 行目を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 1 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 1 1 9	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」及び「（4）特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 2 0	1 枚目の一部
文書 1 2 1	1 枚目の一部
文書 1 2 2	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」の 1 0 行目を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 2 3	1 枚目の一部
文書 1 2 4	1 枚目の一部
文書 1 2 5	1 枚目、2 枚目及び 3 枚目（8 行目を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 2 6	1 枚目の一部
文書 1 2 7	1 枚目の一部
文書 1 2 8	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 2 9	1 枚目の一部
文書 1 3 0	1 枚目の一部
文書 1 3 1	1 枚目及び 2 枚目（「（2）活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書 1 3 2	1 枚目の一部
文書 1 3 3	1 枚目の一部
文書 1 3 4	1 枚目の一部
文書 1 3 5	1 枚目ないし 3 枚目及び 4 枚目（1 行目及び 1 3 行目の

	み。)のそれぞれ一部
文書136	1枚目の一部
文書137	1枚目の一部
文書138	1枚目の一部
文書139	1枚目（下から4行目を除く。）及び2枚目のそれぞれ一部
文書140	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書141	1枚目の一部
文書142	1枚目、2枚目及び3枚目（「(2)活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書143	1枚目の一部
文書144	1枚目の一部
文書145	1枚目の一部
文書146	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書147	1枚目の一部
文書148	1枚目の一部
文書149	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書150	1枚目の一部
文書151	1枚目の一部
文書152	1枚目、2枚目及び3枚目（「(2)活動状況等」及び「(3)特記事項」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書153	1枚目の一部
文書154	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書155	1枚目の一部
文書156	1枚目の一部

文書157	1枚目（「(2) 活動状況等」の部分を除く。）及び2枚目のそれぞれ一部
文書158	1枚目の一部
文書159	1枚目及び2枚目（「(2) 活動状況等」の10行目を除く。）のそれぞれ一部
文書160	1枚目の一部
文書161	1枚目の一部
文書162	1枚目及び2枚目（「(2) 活動状況等」の12行目を除く。）のそれぞれ一部
文書163	1枚目の一部
文書164	1枚目の一部
文書166	1枚目及び2枚目（「(2) 活動状況等」の10行目及び「(3) 特記事項等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書167	1枚目の一部
文書168	1枚目の一部
文書170	1枚目の一部
文書171	1枚目の一部
文書172	1枚目の一部（顔写真を除く。）
文書174	1枚目、2枚目及び3枚目（顔写真を除く。）のそれぞれ一部
文書175	1枚目（「(2) 活動状況等」の9行目を除く。）の一部
文書176	1枚目の一部
文書178	1枚目（「(2) 活動状況等」の8行目を除く。）の一部
文書179	1枚目の一部
文書180	2枚目の一部（「(2) 活動状況等の9行目及び「(3)

	特記事項等」の部分を除く。)
文書181	1枚目の一部
文書182	1枚目の一部
文書183	1枚目の一部
文書184	1枚目の一部
文書185	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の17行目のみ。）のそれぞれ一部
文書186	1枚目の一部
文書187	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の7行目のみ。）のそれぞれ一部
文書188	1枚目の一部
文書189	1枚目の一部
文書190	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の6行目のみ。）のそれぞれ一部
文書191	1枚目の一部
文書192	1枚目の一部
文書193	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の8行目及び「(3)特記事項等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書194	1枚目の一部
文書195	1枚目、2枚目及び3枚目（9行目のみ。）のそれぞれ一部
文書196	1枚目の一部
文書197	1枚目の一部
文書199	1枚目及び2枚目（「(2)活動状況等」の9行目及び「(3)特記事項等」の部分を除く。）のそれぞれ一部
文書200	1枚目の一部
文書201	1枚目の一部
文書202	1枚目及び2枚目（9行目の

	み。)のそれぞれ一部
文書203	1枚目の一部
文書204	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の9行目を除く。)のそれぞれ一部
文書205	1枚目の一部
文書206	1枚目の一部
文書207	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の9行目を除く。)のそれぞれ一部
文書208	1枚目の一部
文書209	1枚目の一部
文書211	1枚目(下から1行目を除く。)及び2枚目のそれぞれ一部
文書212	1枚目の一部
文書213	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の9行目及び「(3)特記事項等」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書214	1枚目の一部
文書215	1枚目の一部
文書216	1枚目及び2枚目(5行目及び「(3)特記事項等」の部分を除く。)のそれぞれ一部
文書217	1枚目の一部
文書218	1枚目の一部
文書219	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の9行目を除く。)のそれぞれ一部
文書220	1枚目の一部
文書221	1枚目の一部
文書223	1枚目及び2枚目(「(2)活動状況等」の9行目を除く。)のそれぞれ一部
文書224	1枚目の一部
文書225	1枚目の一部

文書 2 2 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 2 8	1 枚目の一部	
文書 2 2 9	1 枚目の一部	
文書 2 3 0	1 枚目の一部	
文書 2 3 1	1 枚目及び 2 枚目（「(2) 活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部	
文書 2 3 2	1 枚目の一部	
文書 2 3 3	1 枚目の一部	
文書 2 3 4	1 枚目及び 2 枚目（「(2) 活動状況等」の部分を除く。）のそれぞれ一部	
文書 2 3 5	1 枚目の一部	
文書 1	4 ページの一部	政府部内の検討状況に係る情報であり、これを公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
文書 2	1 2 ページ、1 4 ページ及び 1 8 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること、また、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれる

			おそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に係る情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、同条5号に該当するため不開示とした。
5	文書2	26ページ、32ページ、34ページ、36ページ及び38ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書3	8ページ（「コレラ発生件数」の部分を除く。）の一部	
	文書4	2ページないし6ページのそれぞれ一部	
	文書6	18ページ、28ページ、38ページ、46ページ及び48ページのそれぞれ一部	
	文書9	4枚目の一部	
	文書10	3ページの一部（14行目を除く。）	
	文書11	1枚目の一部（「治安情勢等」の部分を除く。）	
	文書12	1枚目の一部（「派遣施設隊の対応」の部分のみ。）	
	文書23	1枚目の一部（「（3）特記事項」の部分のみ。）	
	文書26	2枚目の一部	
文書29	2枚目の一部（「（3）特記事項」の部分のみ。）		

文書 3 2	6 枚目の一部
文書 3 3	2 枚目の一部（「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 4 0	2 枚目の一部（「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 4 4	1 ページの一部（「注意」標記直下の不開示部分のみ。）
文書 4 6	1 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 4 7	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分のみ。）
文書 4 9	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分のみ。）
文書 5 1	1 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分のみ。）
文書 5 3	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分のみ。）
文書 5 8	1 枚目の一部
文書 5 9	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分のみ。）
文書 6 1	2 枚目の一部
文書 6 3	2 枚目の一部
文書 6 5	2 枚目の一部
文書 6 7	1 枚目の一部
文書 6 8	2 枚目の一部
文書 7 0	2 枚目の一部
文書 7 4	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分のみ。）
文書 7 6	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」の部分のみ。）
文書 7 8	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 8 1	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「3 UNMIS 武器等空輸」の部分のみ。）

文書 8 3	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「「3 UNM I S S 武器等空輸（C-130H×2）」の部分のみ。）
文書 8 6	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「「3 UNM I S S 武器等空輸（C-130H×2）」の部分のみ。）
文書 8 9	2 枚目の一部（下から 1 行目を除く。）
文書 9 2	2 枚目の一部
文書 9 4	2 枚目の一部
文書 9 6	2 枚目の一部（下から 4 行目を除く。）
文書 9 8	1 枚目（「（2）活動状況等」の部分のみ。）及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 1 0 0	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 1 0 2	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 1 0 6	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 1 0 9	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 1 1 2	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」及び「（3）特記事項」の部分のみ。）
文書 1 1 4	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」ないし「（4）特記事項」の部分のみ。）
文書 1 1 7	2 枚目の一部（「（2）活動状況等」の 9 行目及び

	「(4) 特記事項」の3行目、5行目及び6行目のみ。)
文書119	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」及び「(4) 特記事項」の部分のみ。)
文書122	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」の10行目のみ。)
文書125	3枚目の一部(8行目のみ。)
文書128	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)
文書131	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)
文書135	4枚目の一部(1行目及び13行目を除く。)
文書139	1枚目の一部(下から4行目のみ。)
文書140	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)
文書142	3枚目の一部(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)
文書146	2枚目(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)及び3枚目のそれぞれ一部
文書149	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)
文書152	2枚目及び3枚目(「(2) 活動状況等」及び「(3) 特記事項」の部分のみ。)のそれぞれ一部
文書154	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)
文書157	1枚目の一部(「(2) 活動状況等」の部分のみ。)
文書159	2枚目の一部(「(2) 活動状況等」の10行目のみ。)

文書162	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の12行目のみ。）
文書166	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の10行目のみ。）
文書170	2枚目の一部（「(3) 特記事項等」の部分を除く。）
文書175	1枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）
文書178	1枚目の一部（「(2) 活動状況等」の8行目のみ。）
文書180	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目及び「(3) 特記事項等」の1行目を除く。）
文書183	2枚目の一部（「(3) 特記事項等」の1行目を除く。）
文書185	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の17行目及び「(3) 特記事項等」の4行目を除く。）
文書187	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の7行目及び「(3) 特記事項等」の3行目を除く。）
文書190	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）
文書193	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の8行目のみ。）
文書195	3枚目の一部（「(2) 活動状況等の1行目のみ。」
文書198	1枚目の一部（下段の顔写真を除く。）
文書199	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）
文書202	2枚目の一部（9行目及び「(3) 特記事項等」の部分を除く。）

文書204	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）	
文書207	2枚目（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）及び3枚目のそれぞれ一部	
文書211	1枚目の一部（下から1行目のみ。）	
文書213	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）	
文書216	2枚目の一部（5行目のみ。）	
文書219	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）	
文書223	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の9行目のみ。）	
文書229	2枚目の一部	
文書231	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の部分のみ。）	
文書234	2枚目の一部（「(2) 活動状況等」の部分のみ。）	
文書4	4ページの一部	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書5	2ページの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国

		<p>の安全を害するおそれがあること、また、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に係る情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、同条5号に該当するため不開示とした。</p>
文書6	48ページの一部	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
文書9	4枚目的一部分	<p>他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあること</p>

			から、法5条3号に該当するため不開示とした。
6	文書2	16ページの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること、また、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に係る情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、同条5号に該当するため不開示とした。
7	文書2	40ページ及び41ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢

			及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること、また、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書32	5枚目の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に係る情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不
	文書46	6枚目の一部	

			開示とした。
9	文書3	20ページ及び26ページのそれぞれ一部	自衛隊の施設の配置等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		20ページ及び26ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書3	18ページの一部	自衛隊の組織、編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書7	全ページ	国家安全保障会議にお

		<p>いて席上回収とした公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれまたは率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。</p>
--	--	---

※当審査会において整理した。